資料５

国民健康保険制度における賦課限度額（保険料上限額）の引上げについて

社会保険方式を採用する医療保険制度では、保険料負担は負担能力に応じた公平なものである必要があるが、受益との関連において、被保険者の納付意欲に与える影響や、制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から被保険者の保険料負担に一定の限度を設けることとしており、高齢化の進展等により医療給付費等が増加する一方で被保険者の所得が伸びない状況において、中間所得層の被保険者の保険料負担に配慮することなどからも賦課限度額の引上げを行うものである。

〔 基本型 〕

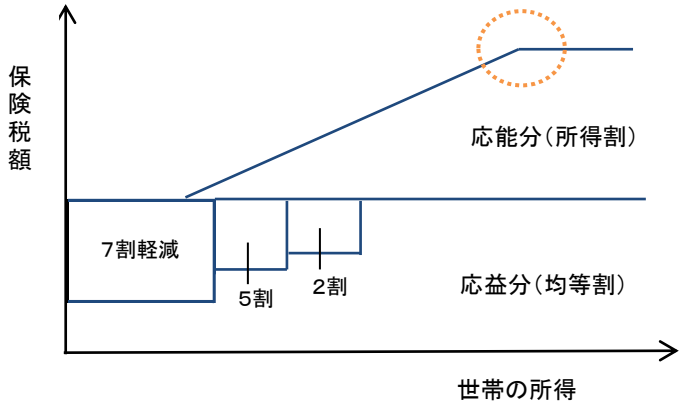

医療費が増加し確保すべき保険税収入が増加した場合において、必要な保険税収入を確保するために、

①保険税率（所得割率）の引上げ

②賦課限度額の引上げ

などが考えられる。

①保険税率（所得割率）の引上げ

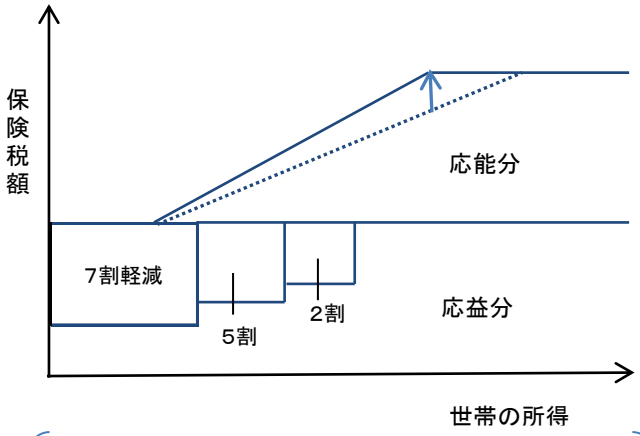

保険料負担の上限を引上げずに、保険税率の引上げにより必要な保険税収入を確保することとすれば、高所得者層の負担と比較し、中間所得層の負担が重くなる。

②賦課限度額の引上げ

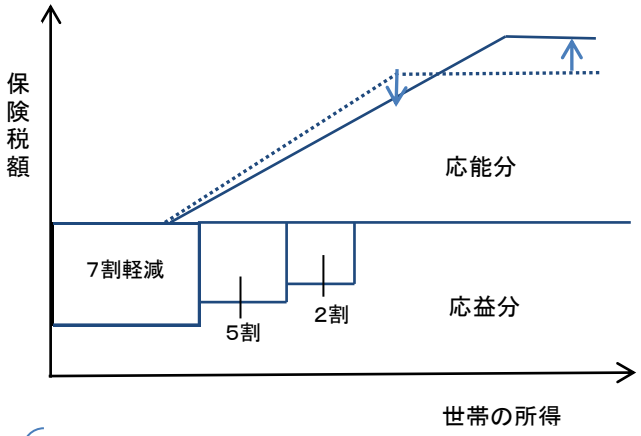

保険税負担の上限を引上げることとすれば、高所得者層により多く負担をいただくこととなるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険税設定が可能となる。

○賦課限度額の引上げに伴う影響

影響額（調定額）	約1，300万円増
影響世帯数	約368世帯
（うち、4万円引上がる世帯数）	約285世帯
（参考）国保世帯数	約10，600世帯